

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 六九〇
- 青少年に有害な図書類として指定する件 六九〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六九〇
- 道路の区域を変更する件 六九〇
- 道路の供用を開始する件 六九〇
- 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件 六九二
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 六九四
- 福島県病院局 六九五
- 公印を改刻しその使用を開始する件 六九五
- 福島県選挙管理委員会 六九五
- 不在者投票のできる施設の指定を取り消した件 六九五

告 示

福島県告示第八百四十九号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十七年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

推奨番号 一三三二	名 称 かわうそオスカーのすべり だい	制作者又は配給者 ナサニエル・ベンチリー 作 アーノルド・ローベル	備 考 推奨対象 幼児 小学生、中学生、 高校生、青年及
--------------	---------------------------	--	---------------------------------------

一三三二	おどる詩 あそぶ詩 きこえる詩	こみやゆう 訳 (株式会社好学校)	び一般
一三三三	ぼくと象のものがたり	はせみつこ 編 飯野和好 絵 (株式会社富山房イン ターナショナル)	推奨対象 小学 生(中学年及び 高学年)、中学 生、高校生、青 年及び一般
	リン・ケリー 作 若林千鶴 訳 (鈴木出版株式会社)		推奨対象 小学 生(高学年)、 中学生、高校生、 青年及び一般

(こども・青少年政策課)

福島県告示第八百五十号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十七年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定番号 六五八三	種 類 コミック	名 称 等 ネメシス 2015 October #24 (46564-33)	発 行 者 株式会社講談社	指 定 理 由 著しく青少年の 性的感情を刺激 し、その健全な 育成を阻害する おそれがある。
六五八四	雑誌	実話ドキュメント 20 15 12月号 (15115-12)	マイウェイ出版 株式会社	著しく青少年の 粗暴性又は残酷 性を助長し、そ の健全な育成を 阻害するおそれ がある。
六五八五	雑誌	実話時代 12月号 (15277-12)	株式会社メデイ アボーイ	
六五八六	雑誌	チャンプロード 201	株式会社笠倉出	

六五八七	コミック	5年12月号 (06231-12)	株式会社笠倉出版	
六五八八	書籍	今どきの拷問術 増補版 (ISBN4-88718-618-5)	株式会社データハウス	
六五八九	雑誌	実話ナックルズ 12月号 (04877-12)	ミリオン出版社	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九〇	雑誌	実録サイコ恐怖画像 2015 (ISBN978-4-86537-023-2)	株式会社鉄人社	
六五九一	書籍	ドラッグの教科書 (ISBN4-88718-836-6)	株式会社データハウス	

(こども・青少年政策課)

福島県告示第八百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十二月八日から平成二十八年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道小名浜四倉線	いわき市小名浜下神白字館ノ腰六番一地先から 市永崎字町田一八番一地先まで	変更前 変更後	八・六〇 一〇・〇	一九〇・五 一九〇・五

(道路計画課)

福島県告示第八百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市遠野町大平字皿貝三三番一地先から 同 市遠野町大平字皿貝六七番一地先まで	平成二十七年十二月八日

(道路計画課)

福島県告示第八百五十四号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十三年福島県告示第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

表18 小高海岸浦尻地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅸ座標系)

基点1	X一七〇〇五二・〇五九	Y一〇五八七二・二三九の点
基点2	X一七〇〇四六・七四七	Y一〇五八六七・七七四の点
基点3	X一六九九六一・〇九七	Y一〇五八六七・四〇八の点
基点4	X一六九九五八・二九三	Y一〇五八六六・九五八の点
基点5	X一六九九五八・〇七一	Y一〇五八六八・三四一の点
基点6	X一六九九五七・四八八	Y一〇五八七三・九八〇の点
基点7	X一六九九五六・五二六	Y一〇五九〇〇・八八四の点
基点8	X一六九九八五・九四二	Y一〇五九〇〇・六三六の点
基点9	X一六九九八五・九三九	Y一〇五九〇〇・九〇四の点
基点10	X一六九九八四・五六五	Y一〇五九〇〇・二九三の点
基点11	X一六九九七一・五五六	Y一〇五九三九・四〇三の点
基点12	X一六九九七一・九七五	Y一〇五九三九・一六四の点
基点13	X一六九九七〇・九一二	Y一〇五九三九・四四七の点
基点14	X一六九九七〇・四九八	Y一〇五九三九・八三七の点
基点15	X一六九九六八・六八三	Y一〇五九四八・〇四九の点
基点16	X一六九九六一・七六八	Y一〇五九七一・四六四の点
基点17	X一六九五二・四一九	Y一〇六〇〇六・八〇八の点
基点18	X一六九五二・六四六	Y一〇六〇〇六・一五〇の点
基点19	X一六九五二・七三五	Y一〇六〇〇七・二一六の点
基点20	X一六九五二・四三三	Y一〇六〇〇七・八四七の点
基点21	X一六九五〇・八九九	Y一〇六〇〇七・六九六の点
基点22	X一六九五〇・一四二	Y一〇六〇〇一・五四八の点
基点23	X一六九五〇・一九〇	Y一〇六〇〇八・六七六の点
基点24	X一六九五〇・〇七二	Y一〇六〇〇一・二六二の点
基点25	X一六九四四・〇九三	Y一〇六〇三三・八三八の点
基点26	X一六九四四・五九三	Y一〇六〇三三・七〇九の点
基点27	X一六九四三・四〇六	Y一〇六〇三三・九四二の点
基点28	X一六九四一・五三四	Y一〇六〇四二・八六五の点
基点29	X一六九一七・八五一	Y一〇六〇八六・一八一の点
補助点1	X一六九一七八・二二七	Y一〇六一〇八・八九七の点

二 区域

浦尻地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、補助点1、補助点2、補助点3及び補助点4を順次直線で結んだ線並びに補助点4と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林を除く。)

表19 小高海岸角部内地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅸ座標系)

基点1	X一七三〇一七・六五五	Y一〇五六〇九・三三五の点
基点2	X一七三〇二二・四六〇	Y一〇五五九九・八九四の点
基点3	X一七三〇一三・三四七	Y一〇五五八〇・五九六の点
基点4	X一七二九九七・六七六	Y一〇五五七六・六〇三の点
基点5	X一七二九九七・四二九	Y一〇五五六六・四九六の点
基点6	X一七二九五〇・四四七	Y一〇五五五〇・〇七一の点
基点7	X一七二九四四・九六二	Y一〇五五五七・二〇九の点
基点8	X一七二九三二・六五八	Y一〇五五五五・八七八の点
基点9	X一七二九二五・六七二	Y一〇五五五五・六六三の点
基点10	X一七二八八一・六六五	Y一〇五五五五・六二四の点
基点11	X一七二八三一・六六五	Y一〇五五五五・一七九の点
基点12	X一七二七八一・六六五	Y一〇五五五五・四九五の点
基点13	X一七二六八一・八九七	Y一〇五五五五・四〇七の点
基点14	X一七二六三一・六六五	Y一〇五五五四・八〇二の点
基点15	X一七二五八一・六六五	Y一〇五五五五・一三八の点
基点16	X一七二四四七・三五〇	Y一〇五五五五・〇三〇の点
基点17	X一七二四三一・四〇〇	Y一〇五五五五・〇三〇の点
基点18	X一七二四一五・六三八	Y一〇五五五五・二八五の点
基点19	X一七二三八〇・六六六	Y一〇五五五九・七九二の点
基点20	X一七二三三七・六三八	Y一〇五五五八・一二七の点
基点21	X一七二三三七・三三七	Y一〇五五五八・三九八の点
基点22	X一七二三三二・九四六	Y一〇五五五九・四三七の点
基点23	X一七二二八七・〇八一	Y一〇五五六二・一二三の点
基点24	X一七二〇八一・一七八	Y一〇五五七四・七九八の点

基点26	X	一七二〇七六・二五六	Y	一〇五五七五・〇〇一	の点
基点27	X	一七二〇四三・八三七	Y	一〇五五七七・四一七	の点
基点28	X	一七二〇二八・三六八	Y	一〇五五七九・一〇五	の点
基点29	X	一七二〇一・五三三	Y	一〇五五八一・〇六六	の点
基点30	X	一七二〇〇七・三九九	Y	一〇五五八一・六四三	の点
基点31	X	一七二〇〇一・二八五	Y	一〇五五八一・五五一	の点
基点32	X	一七二〇〇〇・六七七	Y	一〇五五八一・六三四	の点
基点33	X	一七二〇〇〇・八六四	Y	一〇五五八三・五一九	の点
基点34	X	一七二七五七・四八九	Y	一〇五六一四・一九一	の点
基点35	X	一七二七三四・〇一四	Y	一〇五六一八・七三四	の点
基点36	X	一七二六八三・六六〇	Y	一〇五六二八・一八二	の点
基点37	X	一七二六七〇・五〇三	Y	一〇五六二九・八四〇	の点
基点38	X	一七二六六二・九二一	Y	一〇五六三六・三六〇	の点
基点39	X	一七二六五三・五六七	Y	一〇五六六三・三九八	の点
基点40	X	一七二六四二・三九九	Y	一〇五六七〇・二七八	の点
基点41	X	一七二六〇三・九九八	Y	一〇五六六八・八四五	の点
基点42	X	一七二五九四・四〇四	Y	一〇五六五二・九五四	の点
基点43	X	一七二五八九・九五三	Y	一〇五六四七・一〇九	の点
基点44	X	一七二五六九・五六九	Y	一〇五六五二・〇八九	の点
基点45	X	一七二五四二・五〇〇	Y	一〇五六四四・六二五	の点
基点46	X	一七二五二六・六一三	Y	一〇五六四四・二六一	の点
基点47	X	一七二五二五・一七五	Y	一〇五六四四・九二五	の点
基点48	X	一七二五四〇・七三七	Y	一〇五六五三・五二八	の点
基点49	X	一七二五四二・七六三	Y	一〇五六六〇・一六六	の点
基点50	X	一七二五〇六・八六七	Y	一〇五六七三・九五七	の点
基点51	X	一七二四八四・一五五	Y	一〇五六八二・三四五	の点
基点52	X	一七二四七〇・三九二	Y	一〇五六八八・一一五	の点
基点53	X	一七二四六一・三五九	Y	一〇五六九五・〇五六	の点
基点54	X	一七二四四九・五八四	Y	一〇五七〇三・一〇七	の点
基点55	X	一七二四四〇・一五五	Y	一〇五七一五・二九三	の点
基点56	X	一七二四二七・六七〇	Y	一〇五七二八・七一九	の点
基点57	X	一七二四二五・七七八	Y	一〇五七三〇・九一六	の点
基点58	X	一七二四二九・一九九	Y	一〇五七四七・一六四	の点
基点59	X	一七二四四五・八二六	Y	一〇五七五三・三六六	の点
補助点1	X	一七二四四五・一七三	Y	一〇五八五九・五二七	の点
補助点2	X	一七二四九五・一八七	Y	一〇五八四五・三四〇	の点
補助点3	X	一七二五八六・六二六	Y	一〇五七四八・一九〇	の点
補助点4	X	一七二〇一九・二八三	Y	一〇五六八六・〇〇〇	の点
補助点5	X	一七二一三五・七七三	Y	一〇五七四六・六二八	の点

補助点6	X	一七二五四八・一六四	Y	一〇五七三一・九五二	の点
補助点7	X	一七二七〇八・五七四	Y	一〇五七四五・八二三	の点
補助点8	X	一七三〇〇〇・三九〇	Y	一〇五七四七・九四四	の点
二 区域					
角部内地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、基点55、基点56、基点57、基点58、基点59、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6、補助点7及び補助点8を順次直線で結んだ線並びに補助点8と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林を除く。）					
表22原町海岸小沢地区海岸の項区域の欄を次のように改める。					
一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）					
基点1	X	一七七〇二六・八三一	Y	一〇五二二五・六二一	の点
基点2	X	一七七〇〇九・六六四	Y	一〇五二二三・九四五	の点
基点3	X	一七七〇〇〇・八〇四	Y	一〇五二二二・五六七	の点
基点4	X	一七六九九二・一五九	Y	一〇五二二〇・一八八	の点
基点5	X	一七六八八八・〇一一	Y	一〇五二一五・〇二八	の点
基点6	X	一七六八四〇・六〇六	Y	一〇五二一九・一三〇	の点
基点7	X	一七六七三〇・二二一	Y	一〇五二一一・八六四	の点
基点8	X	一七六七二四・〇二五	Y	一〇五二一九・九五五	の点
基点9	X	一七六七一七・七三四	Y	一〇五二一八・三七九	の点
基点10	X	一七六六六二・〇二五	Y	一〇五二一〇・〇〇〇	の点
基点11	X	一七六六三〇・五五九	Y	一〇五二〇〇・九二一	の点
基点12	X	一七六六〇九・三三四	Y	一〇五二〇〇・〇〇〇	の点
基点13	X	一七六五八一・一七五	Y	一〇五一九八・五六一	の点
基点14	X	一七六五五九・四一二	Y	一〇五一九六・八七〇	の点
基点15	X	一七六五四八・三三四	Y	一〇五一九六・五二四	の点
基点16	X	一七六五三二・七二五	Y	一〇五一九七・三三八	の点
基点17	X	一七六五一〇・〇三〇	Y	一〇五一九九・〇五三	の点
基点18	X	一七六五〇〇・九六四	Y	一〇五二〇〇・二四四	の点
基点19	X	一七六四八九・九三二	Y	一〇五二〇四・九〇〇	の点
基点20	X	一七六四七七・一〇六	Y	一〇五二〇六・七〇八	の点
基点21	X	一七六四五一・六六九	Y	一〇五二一一・五九九	の点

基点22	X	一七六四三五・〇七三	Y	一〇五一二五・六六〇の点
基点23	X	一七六四二七・〇七四	Y	一〇五一二七・七五三の点
基点24	X	一七五八九八・〇一八	Y	一〇五二六五・二五七の点
基点25	X	一七五八六二・〇五〇	Y	一〇五二七四・三七九の点
基点26	X	一七五八五八・八二一	Y	一〇五二七五・六五九の点
基点27	X	一七五八三九・五二〇	Y	一〇五二八一・二五四の点
基点28	X	一七五八一四・〇三八	Y	一〇五二八三・六六九の点
基点29	X	一七五八〇七・〇五六	Y	一〇五二八七・六二五の点
基点30	X	一七五八〇一・二五九	Y	一〇五二八八・四五二の点
基点31	X	一七五八〇一・八〇〇	Y	一〇五二八四・〇九六の点
基点32	X	一七五八〇一・七六七	Y	一〇五二八二・九五一の点
基点33	X	一七五八〇一・一九二	Y	一〇五二八一・九〇五の点
基点34	X	一七五八〇〇・六三五	Y	一〇五二八二・二四〇の点
基点35	X	一七五七七九・九四二	Y	一〇五二八二・七六九の点
基点36	X	一七五七七九・七〇二	Y	一〇五二八二・四九二の点
基点37	X	一七五七七九・六三一	Y	一〇五二九〇・八〇七の点
基点38	X	一七五七七五・三九九	Y	一〇五二九一・八七四の点
基点39	X	一七五七七六・八四九	Y	一〇五二九七・六三〇の点
基点40	X	一七五七七三・〇八六	Y	一〇五二九七・九二一の点
基点41	X	一七五七七七・二三九	Y	一〇五二九七・六二八の点
基点42	X	一七五七六五・七九〇	Y	一〇五二九八・二六四の点
基点43	X	一七五七五〇・八〇九	Y	一〇五二九四・〇八七の点
基点44	X	一七五七三八・一七二	Y	一〇五二九六・四九八の点
基点45	X	一七五七三六・〇九一	Y	一〇五二九二・九三六の点
基点46	X	一七五七三〇・九三一	Y	一〇五二九一・六八五の点
基点47	X	一七五七二四・二一五	Y	一〇五二九三・四九八の点
基点48	X	一七五七一五・四九七	Y	一〇五二九〇・四一六の点
基点49	X	一七五七〇三・四四五	Y	一〇五二九一・〇九一の点
基点50	X	一七五六九二・九九八	Y	一〇五二八九・七八六の点
基点51	X	一七五六八九・七〇九	Y	一〇五二八九・三七五の点
基点52	X	一七五六八九・〇三四	Y	一〇五二九三・三五六の点
基点53	X	一七五六八〇・八二二	Y	一〇五二九二・九三四の点
基点54	X	一七五六六六・四六三	Y	一〇五二九一・五五六の点
基点55	X	一七五六六二・四七六	Y	一〇五二九一・三〇二の点
基点56	X	一七五六四二・九五九	Y	一〇五二九三・五三九の点
基点57	X	一七五六一九・四八〇	Y	一〇五二九五・五一一の点
基点58	X	一七五四六三・七五〇	Y	一〇五三〇〇・八五八の点
基点59	X	一七五四五九・一五一	Y	一〇五三〇〇・七二〇の点
基点60	X	一七五四五五・二七五	Y	一〇五三一七・一八八の点

補助点1	X	一七五四四二・一五七	Y	一〇五三三四・七〇三の点
補助点2	X	一七五四五〇・五二三	Y	一〇五四三〇・三四〇の点
補助点3	X	一七五七八五・七七七	Y	一〇五五九三・八七〇の点
補助点4	X	一七六一三七・九二四	Y	一〇五五六九・二六〇の点
補助点5	X	一七六三八八・三八一	Y	一〇五三二九・〇九二の点
補助点6	X	一七六九九八・八七九	Y	一〇五三四五・〇六八の点
補助点7	X	一七七〇一八・二二二	Y	一〇五三〇三・九三一の点

二 区域
 小沢地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、基点55、基点56、基点57、基点58、基点59、基点60、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6及び補助点7を順次直線で結んだ線並びに補助点7と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林を除く。)

(河川計画課)

福島県告示第八百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年十二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 会津若松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画道路事業 三・四・百十一号 藤室鍛冶屋敷線
- 三 事業施行期間 平成九年十月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)


福島県病院局

福島県病院局告示第2号

公印を次のように改刻し、平成27年12月8日その使用を開始する。
平成27年12月8日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

職 印

番 号	公 印 の 名 称	印 影	公 印 管 理 者
12	福島県企業出納員印（南 会病用）		福島県立南会津病院の 企業出納員

(病院経営課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百二十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八
条第五項（第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二
条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、平成二十七年十一月二十六日
次に掲げる不在者投票のできる施設の指定を取り消した。

平成二十七年十二月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
医療法人敬仁会中野病院	伊達市保原町字城ノ内二〇番地一